

令和4年度 事業概要



令和4年10月

一般社団法人 広島県畜産協会

I. 広島県畜産協会の概要

1. 設立年月日

平成13年 4月 1日 社団法人広島県肉用子牛価格安定基金協会を存続団体とし、
社団法人広島県畜産会と合併し、『社団法人広島県畜産協会』
を設立

〔※沿革 昭和31年2月 6日 社団法人広島県畜産会設立
昭和43年3月27日 社団法人広島県肉用子牛価格安定基金協会設立〕

平成25年 3月19日 県知事から「一般社団法人」への移行認可

平成25年 4月 1日 『一般社団法人広島県畜産協会』へ移行

令和 2年11月 9日 県知事から公益目的支出計画の変更認可

令和 3年 4月 1日 一般社団法人広島県家畜畜産物衛生指導協会と合併

2. 目的

広島県内において畜産業を営む者及びその組織する団体に対し経営支援・指導、家畜及び畜産物の価格・経営安定対策、家畜及び畜産物の衛生対策、家畜の改良及び技術の普及啓発等の事業を推進することにより、畜産の安定的な発展と振興に寄与し、もって国民への安全で安心な畜産物を安定的に供給することを目的とする。

3. 主な事業

- (1) 畜産経営及び技術の指導と関係団体等の支援及び情報提供に関する事業
- (2) 畜産物の生産から販売に係る調査研究と情報提供に関する事業
- (3) 消費者等への畜産及び畜産物に対する知識の普及と啓発に関する事業
- (4) 畜産経営の安定のための各種補給金の交付や価格差補てんに関する事業
- (5) 畜産指導者の養成と畜産に係わる研修会等の開催に関する事業
- (6) 家畜の改良及び登録に関する事業
- (7) 家畜の伝染性疾病の予防措置に関する指導、予防接種事業
- (8) 家畜の健康保持に関する指導及び情報連絡に関する事業
- (9) 家畜衛生に関する研修会、講習会の開催に関する事業
- (10) 畜産物に関する生産衛生の指導及び検査に関する事業
- (11) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

4. 会員数

令和4年9月1日現在 50会員（正会員48、賛助会員2）

（県域団体17、市町14、JA10、法人7、賛助2）

5. 役員

理事17名、監事3名、計20名

6. 組織体制

総会 ┌ 理事会 ─ 会長理事 ─ 事務局長 ┌ 経営指導部
└ 監事会 └ 基金事業部
└ 衛生指導部 ─ 三次分室

II. 主要事業

1. 経営指導部

畜産経営体の経営基盤の安定化と担い手確保・指導者の育成を図るため、各種補助事業、受託事業を積極的に活用して支援・指導を実施する。

(1) 補助事業

- ① 地域畜産支援指導等体制強化事業 (地方競馬全国協会)
広島県及び畜産関係機関団体と連携を図りながら、畜産振興支援業務を実施し、地域畜産の振興を図る体制を構築する。
- ② 畜産特別資金等推進指導事業 (中央畜産会)
畜産特別資金借受者に対する見直し計画の審査、経営内容の調査並びに経営の改善上必要な事項について支援・指導等を行う。

(2) 受託事業

- ① 畜産振興総合対策事業 (広島県)
県産和牛生産振興に向け、和牛繁殖経営の規模拡大や繁殖肥育一貫経営を志向する経営体を対象として、経営調査、発展型経営モデルの作成等を行う。
- ② 畜産関係団体調整機能強化事業 (中央畜産会)
県内の畜産に携わる経営者等による酪農・肉用牛・養豚・養鶏の畜種の枠を超えた仲間づくりや後継者の連携・組織化の支援及び畜産経営における各種相談に対応する。
- ③ 畜産近代化リース貸付指導事業 (畜産近代化リース協会)
畜産近代化リース協会の借受者を対象に、貸付機械の適正な管理と効率的な活用を図るため、貸付機械の管理状況の確認や調査を行い、適正な利用について指導を実施する。
- ④ 地域連携支援事業 (日本政策金融公庫)
県内畜産経営体の個別課題、地域課題の実態調査と分析及び支援機関の実態把握を実施する。
- ⑤ 課題解決サポート事業 (中央畜産会)
日本政策金融公庫資金借入農家の経営状況等を的確かつ客観的に把握し、これに即した農業経営体への支援を行うことを目的として、農業経営体の経営計画、経営課題の把握調査やこれに基づく助言等を実施する。
- ⑥ 畜産クラスター全国推進事業 (中央畜産会)
 - ア 実態調査事業
畜産クラスターを継続するために、核となる中心的な経営体等を対象として、経営内容に係る先進事例調査を実施する。
 - イ 改善効果事業
畜産クラスター事業を活用している中心的な経営体の経営改善に向けた取組み状況と経営内容を調査し、事業の効果を検証する。
- ⑦ 畜産クラスター機械導入事業 (中央畜産会)
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業について、その円滑な実

施を図るため、畜産クラスター協議会の取組みに対し、事業実施主体の中央畜産会が行う業務の一部を県受託団体として、事業の推進業務、事業参加申請書等の取りまとめ業務などの推進事業を実施する。

- ⑧ **家畜生産性向上対策事業** (中央畜産会)
家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための家畜生産性に係るデータの収集と、生産性向上のためのデータ分析、技術指導等の取組みを実施する。
- ⑨ **畜産経営体生産性向上対策事業(ICT化等機械装置導入事業)** (中央畜産会)
酪農家や肉用牛農家の労働負担軽減・省力化を図る先端技術を導入する事業について、その円滑な推進に必要な普及推進活動、事業推進指導・内容確認業務等を行う。
- ⑩ **酪農省力化推進施設等緊急整備対策事業(楽酪GO事業)** (中央畜産会)
省力化機械装置と一体的な施設や集合搾乳施設等の整備を行う事業について、その円滑な推進に必要な普及推進活動、事業推進指導・内容確認業務等を行う。

(3) 自主事業

- ① **畜産経営クリニック診断事業**
本県畜産の活性化及び地域畜産の振興を図るため、総括畜産コンサルタント、畜産環境アドバイザー、獣医師、公認会計士等による総合的な経営コンサルテーション、堆肥センターの運営管理、畜産簿記講座の開催、粗飼料・堆肥・土壌等の成分分析、ホームページ等による畜産情報の紹介、本協会会員の畜産担当者を対象とした新任初任者研修、畜産経営に関する調査・分析等の支援を実施する。
- ② **畜産振興推進事業**
各地域、各機関からの要請に応じて畜産振興等の諸会議への参画、経営診断分析、研修会等への職員の派遣や専門家の講師を紹介する。
- ③ **種豚の登録・確保推進事業**
種豚の安定的な確保のための家畜疾病の防疫対策、衛生対策などの向上を図ることを目的に、家畜及び農場での清浄度維持に要する経費等への支援を実施する。
- ④ **畜産関係図書等の斡旋**
畜産振興に係る情報、資料を関係機関に配布するとともに、中央畜産会発行の月刊誌「畜産コンサルタント」誌等の斡旋を行う。
- ⑤ **畜政活動**
畜産振興施策について、中央畜産会、中国ブロック畜産協会等と連携して畜政活動を実施する。
- ⑥ **畜産関係組織事務局の受諾**
次の組織の事務局を受諾し、畜産振興等を図る。
 - ・広島県馬事畜産振興協議会
 - ・広島県養豚協会
 - ・広島県堆肥センター協議会

2. 基金事業部

(1) 基金事業

① 肉用子牛生産者補給金制度 (農畜産業振興機構)

子牛販売価格が保証基準価格等を下回った場合、補給金を交付する。

ア. 保証基準価格・合理化目標価格 (単位：円/頭)

品 種 区 分	保証基準価格	合理化目標価格
黒 毛 和 種	541,000	429,000
乳 用 種	164,000	110,000
交 雑 種	274,000	216,000

イ. 契約子牛1頭当たりの生産者積立金 (単位：円/頭)

品 種 区 分	生産者 負担金	生産者積立助成金		生産者 積立金
		機 構	県	
黒 毛 和 種	400	800	400	1,600
乳 用 種	1,700	3,400	1,700	6,800
交 雑 種	800	1,600	800	3,200

② 肉用牛肥育経営安定交付金制度 (農畜産業振興機構)

肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、毎月ごとに交付金を交付する。

ア. 1頭当たり生産者負担金 (単位：円/頭)

品 種 区 分	生産者負担金(前年度)
肉 専 用 種	17,000 (5,000)
乳 用 種	19,000 (13,000)
交 雑 種	19,000 (11,000)

(2) 補助事業

① 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業 (農畜産業振興機構)

補給金制度を実施するため、加入の促進、積立金の徴収、補給金の交付等の業務(事務委託先を含む)を適正かつ効率的に行い、また、委託事務の執行及び契約生産者と締結した契約内容、手続き等についての点検、調査、指導を行う。

② 指定協会運営体制支援事業 (農畜産業振興機構)

補給金制度の適正かつ円滑な事業を行うための体制支援で、委託先からの各種書類の受理と機構への申請及び生産者への交付手続きを行う。

③ 肉用牛経営安定対策補完事業 (農畜産業振興機構)

優良繁殖雌牛の増頭による中核的な繁殖経営の育成や繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等整備の支援など地域の特色ある肉用牛振興対策を実施することにより、肉用牛経営の安定的発展の支援を行う。

- ④ **優良肉用子牛生産推進緊急対策事業** (農畜産業振興機構)
肉用子牛の全国平均価格が発動基準を下回った場合に、経営改善に資する取組を行う生産者に対し、販売頭数に応じた奨励金を交付する。(令和4年6~12月)
なお、令和4年9月から制度が拡充されています。

(3) 受託事業

- ① **肉用牛肥育経営安定交付金制度業務委託事業** (農畜産業振興機構)
契約生産者への事務指導、積立金の管理、生産者別交付額の算出、加入促進、加入者管理システムへの入力作業等の業務(事務委託先を含む)を円滑に実施する。
- ② **生産基盤拡大加速化事業** (全国肉用牛振興基金協会)
肉用牛の生産基盤の強化を図るため、畜産クラスター計画に基づき、生産者が取り組む優良な和牛繁殖雌牛の増頭を推進する。

(4) 自主事業

- ① **広島牛生産振興特別対策事業**
広島牛の生産振興に資するため、畜産協会運営準備資産等を活用し、次の事業を実施する。
- ア. 育種牛認定助成事業
県育種組合認定育種牛(雌牛)の保留経費の助成
 - イ. 高 MUFA 産子保留促進事業
繁殖基礎牛として高 MUFA 産子を導入・保留及び子牛市場へ出荷した経費の助成
 - ウ. 全国和牛能力共進会対策事業
大会への出品に向けた推進対策に助成
- ② **肉用子牛生産者補給金基金管理推進事業**
肉用子牛の生産を維持拡大するため、生産者への補給金制度の啓発や繁殖経営技術の個別指導を行うとともに補給金制度の円滑な運営と効率的な事務処理を行う。
- ③ **マルキン負担金事業**
契約生産者より事務手数料を徴収し、事業の適正・効率的な運営管理を行う。
- ④ **肉用子牛負担金事業**
契約生産者より事務手数料を徴収し、事業の適正・効率的な運営管理を行う。

3. 衛生指導部

(1) 補助事業

- ① **死亡牛検査処理円滑化推進事業** (農林水産省)
死亡牛の円滑かつ適正な処理を推進するため、関係者による協議会の開催、死亡牛処理整理票の作成配布、輸送費・処理費の助成を行う。
- ② **馬飼養衛生管理特別対策事業** (中央畜産会)
馬の飼養衛生について、馬飼養者を対象に馬獣医療実態調査を行うと共に、馬飼養者、関係団体等を対象に、馬飼養衛生管理体制整備委員会を開催する。
- ③ **家畜生産農場衛生対策事業** (農林水産省)
牛伝染性リンパ腫、ヨーネ病及び牛ウイルス性下痢の清浄化対策、吸血昆虫が媒介する流行性疾病（アカバネ病）の発生防止対策への助成を行い、家畜伝染性疾病の清浄化・発生予防に向けた取組みを推進する。
- ④ **地域自衛防疫強化特別対策事業** (中央畜産会)
防疫演習等の計画検討、地域自衛防疫体制の強化・維持、推進を図るため、県や関係団体等からなる地域自衛防疫取組促進対策会議等を開催するとともに、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の発生時に、迅速かつ的確な防疫措置ができるよう、県との連携による防疫演習の開催等により、地域における自衛防疫体制の再構築を推進する。
また、牛伝染性リンパ腫の清浄化に向け、防疫支援対策の検討及び清浄化のための取組効果等について、実証調査等を行う。
- ⑤ **農場生産衛生管理技術指向上対策事業** (一部中央畜産会)
生産段階において、HACCPの考え方を導入した農場の衛生管理体制を確立するため、普及・指導等を実施するとともに、本協会認定の「安全・安心生産農場」に対して引き続き指導を徹底する。
また、中央畜産会が行うHACCP認証取得に向けて、啓発指導を実施する。
- ⑥ **獣医療提供体制整備推進総合対策事業** (農林水産省)
本県の獣医療に必要な獣医師の確保を図るため、獣医学を専攻する学生に対し、県内への産業動物獣医師としての就業を勧誘し、卒業後に本県において産業動物の獣医療に従事する獣医師を目指す獣医学生に対し、産業動物養成確保修学資金を給付する。

(2) 受託事業

① 家畜防疫互助基金支援事業

(中央畜産会)

口蹄疫、豚熱等の伝播力が極めて強く、畜産経営に重大な影響を及ぼす疾病が万一発生した場合、家畜の殺処分等を行った生産者への影響を緩和するため、損失を生産者等が互助補償し、経営再開を支援する仕組みについて、事業内容等の周知、加入促進を図るための推進会議の開催、指導及び連絡調整等を行う。

なお、交付対象疾病の発生時において、互助金の交付単価を認定する互助金交付認定委員会の開催及びこれに必要な現地調査等を実施のうえ、経営を再開した者に対し、互助金を交付する。

また、事業参加者と互助金の交付契約を締結し、納入された生産者積立金を基金の管理運営団体（公益社団法人中央畜産会）へ納付する。

② 自衛防疫組織強化事業

(一部中央畜産会)

家畜衛生に係る畜産経営相談窓口を設置し、生産者等の相談に応じるとともに、関係団体等との連携を密にし、協会の各種事業を円滑に推進するため、中国ブロック会議に参加する。

(4) 自主事業

① 自衛防疫推進事業（特定疾病損耗防止事業）

家畜の生産性を阻害する家畜伝染性疾病の発生を予防するため、関係機関、団体の協力を得て牛、豚、鶏を対象にワクチン接種を指定獣医師により実施する。

② 予防注射事故対策事業

当協会が実施の予防注射において、家畜に不慮の事故が生じた場合、予防注射事故対策要領に基づく手当金の交付等により、適切に対応する。

③ 家畜衛生指導対策事業

県との連携のもと、地域内の家畜飼養者に対し、家畜伝染病予防法に規定された飼養衛生管理基準の周知徹底や感染症の情報提供、ワクチン接種指導・衛生管理指導及び動物用医薬品の適正使用等の啓発等により、家畜衛生技術の向上及びアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及を図る。

④ 酪農振興事業

年間計画に基づき、広島県内の酪農家から依頼のあった生乳について黄色ブドウ球菌検査を行うとともに、必要に応じ生産農家に対する衛生指導を実施する。

⑤ 畜産関係組織事務局の受諾

次の組織の事務局を受諾し、畜産振興等を図る。

- ・広島県畜産関係団体連絡協議会
- ・広島県畜産技術協会
- ・広島県豚熱感染拡大防止対策協議会（事務局の会計）

Ⅲ. 参 考

一般社団法人広島県畜産協会 会員名簿

令和4年4月1日現在

1. 県域会員 17

会 員 名
広島県
全国農業協同組合連合会広島県本部
広島県農業協同組合中央会
広島県信用農業協同組合連合会
全国共済農業協同組合連合会広島県本部
広島県酪農業協同組合
広島県農業共済組合
広島県農業信用基金協会
(一財) 広島県森林整備・農業振興財団
(一社) 広島県農業会議
(公社) 広島県獣医師会
(一社) 広島県配合飼料価格安定基金協会
(一社) 広島県養鶏協会
砂谷(株)
広島県養豚協会
広島県種雄牛育成組合
(一社) 広島県乳業協会

2. JA会員 10

会 員 名
広島市農業協同組合
佐伯中央農業協同組合
呉農業協同組合
広島中央農業協同組合
尾道市農業協同組合
三原農業協同組合
福山市農業協同組合
広島北部農業協同組合
三次農業協同組合
庄原農業協同組合

3. 市町会員 14

会 員 名
広島市
竹原市
三原市
福山市
府中市
三次市
庄原市
東広島市
廿日市市
安芸高田市
江田島市
北広島町
世羅町
神石高原町

4. 畜産法人会員 7

会 員 名
(有) 安瀬平牧場
(株) なかやま牧場
(有) ルミノ
(農) 下金田酪農組合
(同) 久井高原牧場
(同) 井田川ファーム橋本
(有) 山尾牧場

5. 賛助会員 2

会 員 名
JA西日本くみあい飼料(株)
広島県動物薬品協会

合計 50会員

基金・寄託金の受入明細

令和4年4月1日現在

(円)

		子牛運営特別基金 預り(補助)金	寄 託 金	合 計
県 域 団 体 会 員	広島県	57,500,000	5,000,000	62,500,000
	全国農業協同組合連合会広島県本部	16,950,000	5,500,000	22,450,000
	広島県信用農業協同組合連合会		1,500,000	1,500,000
	広島県酪農業協同組合	11,700,000	5,500,000	17,200,000
	広島県農業共済組合		5,500,000	5,500,000
	広島県養豚協会		300,000	300,000
	(一社)広島県養鶏協会		100,000	100,000
	(一社)広島県配合飼料価格安定基金協会	850,000		850,000
	小 計	87,000,000	23,400,000	110,400,000
J A 会 員	広島市農業協同組合	1,600,000		1,600,000
	広島中央農業協同組合	950,000		950,000
	尾道市農業協同組合	2,300,000		2,300,000
	三原農業協同組合	650,000		650,000
	福山市農業協同組合	3,850,000		3,850,000
	広島北部農業協同組合	2,800,000		2,800,000
	三次農業協同組合	5,300,000		5,300,000
	庄原農業協同組合	11,200,000		11,200,000
小 計	28,650,000	0	28,650,000	
そ の 他	(一社)全国肉用牛振興基金協会	5,000,000		5,000,000
	小 計	5,000,000	0	5,000,000
合 計		120,650,000	23,400,000	144,050,000